



内閣府
男女共同
参画局

第11回自殺総合対策の推進に関する有識者会議

「大綱に基づく諸施策の実施状況について」

令和6年3月25日

内閣府男女共同参画局

性犯罪・性暴力被害相談体制

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~

性暴力の悩み、チャットで
相談してみませんか？

年齢・性別は問いません

匿名でOK



あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です
叩いたり、蹴ったり、あなたの身体を傷つけられることだけが暴力ではありません

キュアタイム
Cure time+
性暴力に関するSNS相談



同意のない性的な行為は
全て性暴力です。

匿名で相談できるSNS相談室
Cure time+



キュアタイム

検索

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和6年度概算決定額 493百万円】
(令和5年度当初予算額 481百万円 補正予算額 108百万円)

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、こども、若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
 - ②被害者の医療費等
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用
他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
 - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率 : 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム



交付金

都道府県等

※この事業の地方負担に対しては、普通交付税措置が講じられている。

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業
(相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業
(被害者の医療費、証拠採取キット等の購入経費等)
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援事業

性犯罪・性暴力被害者
のための
ワンストップ支援センター

DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】

はれれば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つなぐ はやく

0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、

タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）

【令和6年度概算決定額 316百万円】（令和5年度当初予算額 303百万円）

目的

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概要

- ◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～④）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者を受け入れるための体制の確保（若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等）等）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）
 - ④加害者プログラムの実施等に要する経費
- ※上記①～④の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等：国 3/4（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）
- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム

